

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザにかかると、学校保健安全法第19条に基づき保育園は出席停止になります。出席停止の期間は、幼児に関しては「発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」とされています。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

		発症日	診断日 発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した 後5日を 経過
例1	発症後1日目に解熱した場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

(※その後は、解熱した日によって出席停止期間が準じ延期されていきます。)

注意事項

出席停止の期間について

※「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過」とは、最低でも「発症した後5日を経過」するまで出席停止期間となります。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。

※小学校(児童)は「解熱後2日を経過するまで」ですが、保育園(幼児)に関しては「解熱後3日を経過するまで」と、学校保健安全法で定められています。

発症日について

※本園では出席停止期間をより明確にするため、医療機関にてインフルエンザと診断された日を「発症後1日目」としています。疑われる症状がある場合は、速やかに医療機関を受診して下さい。(発症後すぐには検査が陰性になる場合がありますので、検査のタイミングは医師の指示に従ってください。)

解熱について

※午前・午後ともに発熱のない日(36℃台)を「解熱」とします。

※解熱して元気であっても、他の人に感染させる可能性があります。必ず定められた基準と医師の指示に従っていただきますようお願い致します。